

# 山口県報

平成21年  
7月24日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則(労働政策課)	一
告示	一
平成二十一年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	二
平成二十一年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路整備課)	三
都市公園の区域の変更(都市計画課)	四
公告	四
平成二十一年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	七
家畜商講習会の開催(流通企画室)	七
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	七
公共測量の実施(監理課)	七
公共測量の実施の終了(三件)(監理課)	八
契約の締結(物品管理課)	八
選管告示	九
山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨	九
公安委告示	一三
警備員指導教育責任者講習の実施	一三
警備員等の検定の実施	一四



山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第五十七号

山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則

山口県若者就職支援センター規則(平成十六年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十六年山口県条例第二号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

第二条及び第三条を次のように改める。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 若者就職支援センターの管理に係る事業計画

2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 若者就職支援センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類  
 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
 第五条を第六条とする。  
 第四条中「そつて」を「沿つて」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。  
 (指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に  
 登載して行つものとする。  
 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容  
 三 指定の期間  
 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。



山口県告示第三百五号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十一年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	四、一九五
山口市	三、一五六
萩市	三、六一七
周南市	四、四六八

山口県告示第三百六号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)第三条第一項の規定により、次

の市町の区域内のほ場を平成二十一年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	五六
山口市	六〇八
阿東町	四八四

山口県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
 路線名 橘東和線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字平野字小浜五五三の〇地先から同郡同町同大字字落兼一五二の一地先まで	最狭 三九・〇〇	最狭 四三・八〇	二九九・五	二九九・五	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 橋東和線	大島郡周防大島町大字平野字小浜五五三の一〇地先から 同郡 同町 同大字 同字一―一―一の二地先まで	平成二十一年七月二十五日

山口県告示第三百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三七号橋りょう補修工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 一般国道四三七号橋りょう補修工事
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
多柱式鋼管杭補修工	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年七月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所  
山口県柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号  
申請書等の提出期間及び時間

(四) 平成二十一年七月二十七日から同年八月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年九月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所(電話〇八二〇―二二一―

〇三九六) にする。』と。

山口県告示第百三十号

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成二十一年七月二十四日から施行する。  
その関係図書は、平成二十一年七月二十四日から一日間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市公園の名称  
片添ヶ浜海浜公園
- 二 都市公園の位置  
大島郡周防大島町  
変更に係る区域  
大島郡周防大島町大字平野字清水、字流田、字片添中、字片添、字落兼、字八郎畑、字小浜、字小川は地先、字片村地先及び字片添地先の各一部



(三三三) 平成二十一年度山口県補正予算の額の公表

平成二十一年六月山口県議会定例会で議決された平成二十一年度山口県補正予算の額は、次のとおりとす。

平成二十一年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

平成21年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成21年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ54,146,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ768,259,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

四

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
7分担金及び負担金		86,550	6,320,303	6,406,853
9国庫支出金	2負担金	86,550	5,834,220	5,920,770
	1国庫負担金	47,359,135	87,580,493	134,939,628
	2国庫補助金	56,481	32,976,978	33,033,459
10財産収入	1財産運用収入	47,302,654	52,339,364	99,642,018
		750	1,671,155	1,671,905
12繰入金	2基金繰入金	5,923,476	23,774,186	29,697,662
13繰越金	1繰越金	5,923,476	15,651,066	21,574,542
15県債	1県債	11,614	0	11,614
		765,400	111,547,400	112,312,800
歳 入	合 計	765,400	111,547,400	112,312,800
歳 出		54,146,925	714,113,015	768,259,940
2総務費	2企画調整費	3,857,293	38,309,601	42,166,894
	6防災費	3,623,493	11,434,897	15,058,390
3民生費	1社会福祉費	233,800	1,054,045	1,287,845
	4児童福祉費	21,902,956	74,108,599	96,011,555
	7生活保護費	19,792,302	58,962,600	78,754,902
	7生活保護費	2,037,836	13,612,062	15,649,898
4衛生費	1公衆衛生費	72,818	1,525,591	1,598,409
	4環境衛生費	5,717,770	18,903,563	24,621,333
	8医薬費	438,004	6,128,947	6,566,951
		671,438	3,345,303	4,016,741
		4,507,328	4,530,596	9,037,924

5 勞 働 費	10病院 費	101,000	2,200,930	2,301,930
	2 職業能力開発 費	5,685,230	6,089,719	11,774,949
	3 失業対策費	110,819	1,468,375	1,579,194
6 農 林 水 産 業 費		5,574,411	1,470,398	7,044,809
	1 農 業 費	2,695,611	46,441,114	49,136,725
	2 畜 産 業 費	199,738	11,046,683	11,246,421
	3 農 地 費	20,331	1,180,240	1,200,571
	4 林 業 費	96,000	15,326,230	15,422,230
	5 水 産 業 費	2,210,866	9,836,549	12,047,415
7 商 工 費		168,676	9,051,412	9,220,088
	1 商 業 費	82,666	82,696,038	82,778,704
	2 工 鉱 業 費	41,670	2,362,001	2,403,671
	3 観 光 費	22,973	79,399,059	79,422,032
8 土 木 費		18,023	378,372	396,395
	1 管 理 費	11,481,584	104,066,611	115,548,195
	2 道 路 橋 じ ょ う 費	210,000	8,628,204	8,838,204
	3 河 川 海 岸 費	7,432,917	40,885,079	48,317,996
	4 港 灣 費	2,048,667	20,629,614	22,678,281
	5 都 市 計 画 費	1,760,000	10,243,826	12,003,826
	6 住 宅 費	30,000	12,810,877	12,840,877
9 警 察 費		0	10,869,011	10,869,011
	1 警 察 管 理 費	96,483	41,323,508	41,419,991
	2 警 察 活 動 費	19,974	38,619,503	38,639,477
10 教 育 費		76,509	2,704,005	2,780,514
	1 教 育 総 務 費	2,627,332	146,143,656	148,770,988
	4 高 等 学 校 費	552,509	14,042,361	14,594,960
	7 特 別 支 援 学 校 費	1,476,216	31,262,954	32,739,170
	8 社 会 教 育 費	369,739	12,229,826	12,599,565
	9 保 健 体 育 費	47,528	1,975,796	2,023,324
	11 学 事 費	4,456	1,524,273	1,528,729
合 計		176,794	8,043,179	8,219,973
		54,146,925	714,113,015	768,259,940

第2表 地方債補正  
1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路災害防除事業	125,000	証券借入又は証券発行	年8.00%以内 ただし、利率の異なる見直しを行うに ついで、当該見直し の利率に直して直 後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
計	125,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
萩美術館整備事業	1,157,000	証券借入又は証券発行	0	証券借入又は証券発行
老人福祉施設整備事業	86,000	年8.00%以内 ただし、利率の異なる見直しを行うに ついで、当該見直しの利率による。	134,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
豊后海岸保全施設整備事業	216,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	234,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
広域基幹林道開設事業	284,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	325,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
水源地域緊急整備事業	546,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	648,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
林地荒廃防止事業	80,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	91,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
小規模治山事業	39,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	0	
地域水産物供給基盤整備事業(漁港)	60,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	69,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
漁業取締船建造事業	314,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	0	
舗装補修事業	34,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	124,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
単独道路舗装事業	386,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	264,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。
単独道路災害防除事業	160,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。	127,000	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別して定める条件による。

道路改良事業	4,099,000	6,263,000
道路特殊改良事業	81,000	166,000
道路直轄事業負担金	6,321,000	7,853,000
交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	854,000	1,019,000
単独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	499,000	288,000
橋りょう補修事業	10,000	110,000
広域河川改修事業	790,000	1,350,000
河川再生事業	45,000	60,000
周防高潮対策事業	704,000	1,029,000
河川工作物関連応急対 策事業	20,000	70,000
単独河川改修事業	1,301,000	0
自然災害防止事業(河 川)	80,000	0
河川直轄事業負担金	216,000	332,000
堰堤修繕事業	111,000	0
自然災害防止事業(海 岸)	28,000	0
通常砂防事業	933,000	949,000
単独砂防改良事業	170,000	0
自然災害防止事業(砂 防)	494,000	0
港湾改修事業	302,000	422,000
港湾環境整備事業	1,607,000	1,664,000
港湾直轄事業負担金	1,192,000	2,452,000
海岸防災事業	936,000	976,000
単独都市公園整備事業	215,000	0
公営住宅建設事業	2,181,600	2,168,000

柳井警察署建設事業	53,000	0			
駐在所等改築事業	143,000	0			
単独交通安全施設整備 事業(公安委員会分)	92,000	0			
校舎改築事業	1,218,000	0			
実習船建造事業	216,000	0			
大規模改造事業	892,000	796,000			
特別支援学校施設整備 事業	177,000	0			
計	29,342,600	29,983,000			

平成21年度総合医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成21年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成21年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第4号中「病院施設整備事業95,928千円」を「病院施設整備事業196,928千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	101,000千円	101,000千円	927,803千円	1,028,803千円
第4項 負担金	101,000千円	101,000千円	391,757千円	492,757千円
科 目	支 出	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的支出	101,000千円	101,000千円	1,651,508千円	1,752,508千円
第1項 建設改良費	101,000千円	101,000千円	500,928千円	601,928千円

(二三五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十一年九月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人下関市自閉症・発達障害者支援センター

代表者の氏名 ターシシフオニーネット

主たる事務所の所在地 矢野 一磨  
下関市長府才川二丁目二番二号

(二三六) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十一月十日(火曜日)及び同月十一日(水曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間

家畜の取引に関する法令

四

家畜の品種及び特徴

四

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六

四 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。( )を はって、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十一年十月十六日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(二三七) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業

二 工事完了の時期

平成二十一年七月六日

(二三八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量（出来形確認測量）

二 作業の地域

山陽小野田市大字山川及び大字厚狭

三 作業の期間

平成二十一年六月一日から平成二十二年三月二十五日まで

（二三九）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量（宮内庁陵墓地形図修正に伴う基準点測量）

二 作業の地域

下関市長府侍町二丁目

三 作業の期間

平成二十年十月六日から平成二十一年三月三十一日まで

（二四〇）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山陽小野田市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量（出来形確認測量）

二 作業の地域

山陽小野田市大字山川及び大字厚狭

三 作業の期間

平成二十年十一月十三日から平成二十一年三月十八日まで

（二四一）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

二 作業の地域

萩市大字山田

三 作業の期間

平成二十一年二月十九日から同年三月十九日まで

（二四二）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年七月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬 四十四万二千錠

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年五月二十八日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号
- 六 契約金額  
八千五百二十万八千七百六十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 二井 関成



**山口県選挙管理委員会告示第六十二号**

平成二十一年三月一日執行の山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十一年七月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年 3月 1日執行山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,402,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	河北 洋子	所属党派	民 主 党	期 間 平成21年 2月19日から 同年 3月 4日まで 第 1回分
出納責任者氏名	森 岡 愛 子			

収 入			支 出	
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
主たる寄附			人 件 費	389,280
民主党山口県総支部連合会		500,000	家 屋 費	60,670
民主党山口県第 2 区総支部		355,000	選挙事務所費	55,000
			集会会場費	5,670
その他の寄附 0件		0	通 信 費	0
その他の収入		2,145,000	交 通 費	9,000
今 回 計		3,000,000	印 刷 費	937,942
前 回 計		—	広 告 費	361,200
総 計		3,000,000	文 具 費	2,520
			食 糧 費	86,222
			休 泊 費	0
			雑 費	18,292
			今 回 計	1,865,126
			前 回 計	—
			総 計	1,865,126

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	785,692円

報告書受理年月日	平成21年 3月12日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	河北洋子	所属党派	民主党	期 間 平成21年3月5日から 同月26日まで 第2回分
出納責任者氏名	森岡愛子			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	50,514
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附 0件		0	休泊費	0
その他の収入		0	雑費	0
今回計		0	今回計	50,514
前回計		3,000,000	前回計	1,865,126
総計		3,000,000	総計	1,915,640

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円

報告書受理年月日	平成21年3月31日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	松野利夫	所属党派	自由民主党	期 間 平成21年2月18日から 同年3月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	浜本泰義			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円
			家屋費	300,000
			選挙事務所費	109,950
			集会会場費	109,950
			集合会場費	0
			通信費	1,597
			交通費	0
			印刷費	875,600
			広告費	400,950
			文具費	12,297
			食糧費	93,571
その他の寄附 0件		0	休泊費	0
その他の収入		2,000,000	雑費	82,580
今回計		2,360,000	今回計	1,876,545
前回計		-	前回計	-
総計		2,360,000	総計	1,876,545

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	783,200円

報告書受理年月日	平成21年3月16日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	松野利夫	所属党派	自由民主党	期 間 平成21年3月14日から 同年4月8日まで 第2回分
出納責任者氏名	浜本泰義			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
			家 屋 費	25,000
			選挙事務所費	25,000
			集会会場費	0
			通 信 費	102,562
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
その他の寄附 0件		0	休 泊 費	0
その他の収入		0	雑 費	0
今 回 計		0	今 回 計	127,562
前 回 計		2,360,000	前 回 計	1,876,545
総 計		2,360,000	総 計	2,004,107

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	0円

報告書受理年月日	平成21年4月10日	第2回報告分
----------	------------	--------



### 山口県公安委員会告示第三十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十一年七月二十四日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年八月二十四日（月曜日）から同月二十七日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十八日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年八月二十七日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十八日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分  
法第二條第一項第二号に規定する業務（以下「第二号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人  
講習対象者

(一) 新規取得講習  
次のいずれかに該当する者であること。  
ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者  
受講申込書の受付期間  
平成二十一年八月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類  
(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）  
(二) (一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第二号警備業務従事証明書」という。）

、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

## 七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

## 九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

## 山口県公安委員会告示第三十六号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年七月二十四日

山口県公安委員会

## 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

施設警備業務 二級 二十名

## 二 検定の日時及び場所

日 時 場 所

平成二一、一〇、二八 午前九時から午後五時 山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

## 三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」といふ。)であること。

## 四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十一年九月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)までの午前八時三十分

から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

## 五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

## 六 提出書類

## (一) 検定申請書

## (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

## 七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

## 九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。